

平成30年12月18日

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会市町村・都道府県にお
ける子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ
座長 山縣文治 様

特定非営利活動法人 子どもすこやかサポートネット
代表理事 田澤 茂之
認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク
理事長 吉田 恒雄
公益財団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
理事長 井田 純一郎

(公印略)

前略

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

目黒で発生した5歳の女の子（船戸結愛さん）の虐待死事件については、子ども虐待のない、子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会の実現について訴えて来た私たちとして、大変に重く受け止めております。

本年7月の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」においては、「行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。）、保育所等において配布などを行う。」ことが指摘され、同年10月の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」においては、「子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神又は発達に様々な悪影響を及ぼしうるため、基本的には不適切であることを徹底するなど、体罰によらない子育ての推進」が「国への提言」として指摘されました。

この点、添付資料の体罰禁止法の効果（グラフ版）をご覧くださいますと、「体罰によらない子育ての推進」のためには、体罰等の法的禁止と共に啓発を行うことが最も効果が高いことが各国比較調査等により明らかにされており、世界54か国で体罰の全面禁止が実現し、国連子どもの権利委員会、世界保健機構（WHO）等がエビデンスに基づく施策として法的禁止を求めています。

私どもが訴えて来ました「体罰等を含め、子どもに対する暴力のない社会の実現」の視点から取りまとめました提言を同封させていただきました。報告書のご作成、提言のとりまとめにおいて、ご参考にしていただければ幸いです。

なお、本提言については、国の「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」へ提出すると共に、政党内および超党派で設置されている子ども虐待防止等に資する議連・委員会等、および各政党本部へお送りしておりますこと、申し添えます。

敬具

提言 - 船戸結愛さん虐待死事件を受けて

今年の3月、船戸結愛さん（5歳）が虐待によって亡くなったとされる痛ましい事件が発生しました。私たちは、今回のような事件の原因の一つとして、しつけの名の下で容認されている暴力の問題があると考えています。家庭という閉ざされた環境の中、暴力が容認され、深刻化を防ぐことができず、結愛さんを死に至らしめるという最悪の事態を招いてしまいました。今後、このような事件が二度と起こらないよう、子ども虐待防止のために、次のことを提言します。

1. 家庭を含め、子どもが過ごす環境すべてにおいて、体罰等（体罰、および暴言など）を法律によって明示的に禁止すること

理由 しつけの一環として体罰等が広く容認されていることが問題です。今回のような事件を防ぐためには、体罰等を法律により明示的に禁止し、しつけと暴力を明確に分け、「許される暴力は存在しない」ことを社会の規範として形成することが必要不可欠です。体罰等を法律で禁止した国の調査によれば、虐待死件数や親子分離処置割合の減少につながったことが報告されています。また、殴る、蹴るといった虐待に該当し得る行為も、劇的あるいは着実に減少することが多くの国で確認されています [1]。さらに、ドイツの例では、体罰禁止法を知っている人たちの方が、虐待の疑いがあった際に親や子どもへの働きかけを行うなどの積極的な対応を取ることが確認されていますし、支援を必要とする人たちの支援受け入れ意思が著しく向上したなどの結果も示されています [2]。

2. 体罰等の弊害および体罰等に替わる子育て等の啓発を広く、継続的に実施すると共に、過剰な勉学の強要を含む過度なしつけは養育において不適切な行為であることについても社会に対して発信すること

理由 しつけとして体罰等が容認されていることから、虐待に該当し得る「殴る」「蹴る」「ものを使って叩く」といった暴力が行われています。また、2018年2月に公表された体罰等の実態調査[3]では、「しつけのための体罰をどのように考えるか」との質問に対して、「積極的にすべき」、あるいは「必要に応じてすべき」と回答する人が15%強いることが分かっています。こうした現状を変えるためには、体罰等の弊害とともに、非暴力の「子育てプログラム」の提供を含めた体罰等によらない子育てや教育に関する啓発を広く、継続して実施することが欠かせません。妊娠期からの保護者への情報提供も重要です。また、子どもの年齢や発達を無視した過剰な勉学の強要を含む過度なしつけについても、不適切な行為であることを社会に対して発信することが必要です。

3. 相談しやすく効果的な支援、対応のできる体制を整備し強化すること。そのために行政機関の体制の量的質的な拡充を行い、関係機関と効果的に連携を取っていくこと。

理由 不適切な養育・虐待を効果的に予防するとともに、不適切な養育・虐待を早期に発見し、暴力のエスカレートを防ぐための相談しやすく効果的な支援、対応のできる体制を整備し強化する必要があります。そのためには、児童相談所や市町村など行政機関の体制の量的質的な拡充を図ると

ともに、関係機関と効果的に連携して、訪問型支援、ペアレントトレーニング、保護者や子どもへの心理療法等ニーズに応じた充実した支援・援助を行うことが求められます。

出典：

[1] 体罰禁止法の効果（NPO法人子どもすこやかサポートネット）＊グラフ版を別添

<http://www.kodomosukoyaka.net/research/201805-graph.html>

[2] 「ドイツの家庭内養育における暴力禁止の効果」 カイ-デトレフ・ブスマン/湯尾紫乃訳

「家族の変容と暴力の国際比較」古橋エツ子（編）pp217 - 231（2007年 年明石書店）

[3] 調査報告書「子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して」（2018年2月公表、公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

<http://www.savechildren.or.jp/scjcms/press.php?d=2658>

提言1に関する補足

■児童虐待による子どもの死亡人数は、2014年度44人、2015年度52人と発表されていますが(厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第13次報告)の概要」、2016年に日本小児科学会は、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子どもが全国で年間約350人に上るとの推計を発表しています。

■今年6月のスウェーデン大使館でのシンポジウムで、「スウェーデンの小児科医スティーブン・ルーカスさんは、法制化による同国の変化を紹介。60年代に体罰を用いた人の割合は9割以上だったが、現在は1割以下になったという。親による0～17歳の子の虐待死は年15人（70年）から4人（2010年）となり、「子どもにも人権があるという社会的認知が高まり、実際の暴力も減った」と説明（東京新聞記事）しました。スウェーデンが体罰の全面禁止を実現した背景のひとつに、3歳の女の子が義父の暴力で死亡した事件がありました。

■体罰の法的明示的禁止を求める国内外の多数の団体

世界保健機構（WHO）、国際子ども虐待防止学会、世界医師会、国際小児科学会、日本弁護士連合会、日本子ども虐待防止学会、日本小児科医会、日本小児科学会、日本産婦人科医会、日本心理学会、日本社会福祉士会等

■法的禁止に関する経緯

2016年3月に厚生労働省社会保障審議会で明示的禁止が提言されましたが、同年5月の児童福祉法等改正の国会審議で政府は明示的禁止の規定を提出法案に含めませんでした。同年6月に、改正法案の可決にあたり、参議院厚生労働委員会において①「体罰によらない子育てを啓発すること。」②「今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。」との附帯決議が付されています。

①については、2017年から厚生労働省が「愛の鞭ゼロ作戦」というリーフレットをHPに掲載して啓発キャンペーンを開始しましたが、小規模なレベルにとどまっています。②は体罰の明示的禁止に向けた附帯決議ですが、その後、進展は見られません。

■法的禁止条文案：これまでに以下のような改正案が示されています。

・児童福祉法に「何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれのある罰を与えてはならない。」という条項を加える案（2016年5月参議院厚生労働委員会参考人意見）

・児童虐待防止法3条を「何人も、児童に対し、虐待、体罰及び残虐又は品位を傷つける形態の罰をしてはならない。」と改正する案（2015年日本弁護士連合会意見書）

・児童福祉法に「何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。」という条項を加える案（NPO法人子どもすこやかサポートネット案）

なお、児童福祉の保障・虐待防止のために、児童福祉法あるいは児童虐待防止法により体罰等の明示的禁止を行うことは民法の懲戒権に抵触しないと考えられます。

■法的禁止と啓発について

両方を行う場合が最も効果が高く、法的禁止に支えられない啓発では十分な効果が得られないことが指摘され、世界保健機構(WHO)も法的禁止をエビデンスのある施策として提唱しています。なお、法的禁止は予防のための施策であり、啓発・支援を強化しますが刑罰は強化しません。

■2018年、日本は、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップのパスファインディング国及び理事国になりました。

添付資料：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡（平成29年5月15日）・「愛の鞭ゼロ作戦」リーフレット

http://www.jsog.or.jp/news/pdf/20170606_kourousho.pdf

<http://www.kodomosukoyaka.net/news/20170500.html>

国内外の体罰禁止法を求める機関・団体資料（NPO法人子どもすこやかサポートネットHP掲載記事、日本子ども虐待防止学会学術集会ちば大会意見広告）

<http://www.kodomosukoyaka.net/activity/20160700.html>

<https://www.facebook.com/kodomosukoyaka.net/photos/a.664870153541797.1073741831.631092900252856/1865221583506642/?type=3&theater>

<https://www.facebook.com/kodomosukoyaka.net/posts/1999136510115148>

厚労省第16回健やか親子21推進協議会総会議事録（雇用均等・児童家庭局母子保健課長発言部分・同配付資料のうち関連部分の抜粋）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/siryou_1.pdf

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000158213.html>

シンポジウム「子どもに対する体罰等の禁止に向けて」報告書（2018年5月公表、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

http://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201805.pdf

体罰等の法的禁止のための科学的根拠（エビデンス）について（子どもすこやかサポートネットHP掲載記事）

<http://www.kodomosukoyaka.net/research/201709-evidence.html>

東京新聞記事<子どものあした>「しつけに体罰不要」 法で体罰禁じるスウェーデンに学ぶ

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/metropolitan/list/201806/CK2018061602000167.html>

体罰禁止法の効果

「体罰は、子ども、大人、そして社会にとって有害であるという証拠は圧倒的(な数)です。250以上の研究で、体罰と広範囲にわたる否定的な結果との関連性が論証される一方、体罰のメリットを立証している研究はありません。体罰は、子どもの身体を直接的に害する原因であり、子どもたちの精神的、身体的健康と教育に、短期的にも長期的にも負の影響を与えます。体罰は、決して子どもたちに振る舞い方を教えるものではなく、道徳観念の内面化を妨げ、反社会的行為を増長し、家族関係を破壊します。子どもたちの攻撃性を高め、大人になってからも暴力に関わり続ける傾向を増加させます。体罰は、社会の中の他の形態の暴力と密接に関わっており、体罰を終わらせることは、パートナー間の暴力を含めた他の形態の暴力と闘う上で必要不可欠です。」(子どもすこやかサポートネットHP「子どもに対する体罰:その影響と関連性についてのリサーチ要約」「体罰等の法的禁止のための科学的根拠(エビデンス)について」)

各国の調査結果から、体罰禁止法と啓発により、体罰・虐待を着実に減少させることが期待でき、体罰・虐待を要因とする様々な弊害を防止することや虐待死や親子分離を減少させることが期待できます。

全面禁止国とそうでない国との間で、体罰に関する意識やその使用の点で、明らかな差が生じていること、法的禁止と啓発を行った場合が最も効果が高く、啓発だけでは法的禁止だけよりも効果が低く、法的禁止も啓発を伴わないと十分な効果を発揮しないことが指摘されています(WHO「INSPIRE」(2016)、Bussman, Erthal, and Schroth(2011))。

スウェーデン(子どもすこやかサポートネットHP「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響:調査からのメッセージ」より)調査によると、社会的ケアの介入は、家族に対してますます支援的になり、家庭外ケアの介入は3分の1減少しました。

フィンランド(同上)

子どもの殺害事件のデータと関連するデータを調べると、体罰の減少と子どもの殺害された事件の減少とは類似しており、関連があることが明らかになりました。

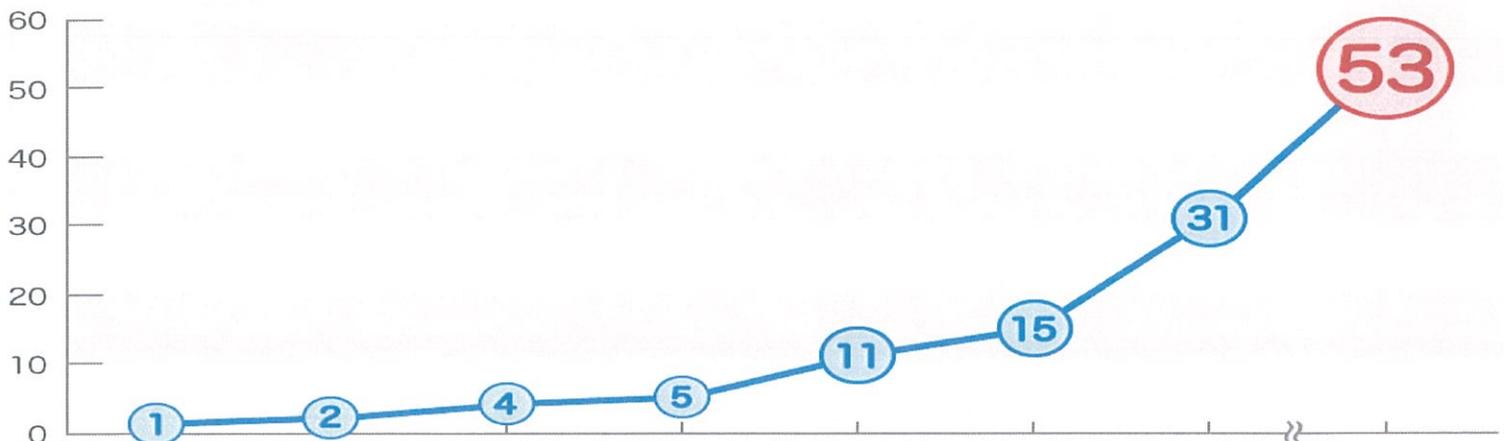
比較調査(同上)

全ての体罰を禁止した国々とそうでない国々の比較調査は、体罰禁止の効果を如実に示します。EU14か国の208都市に住む24歳以上の人々1万人以上を対象に行われた1999年の調査によると、体罰を禁止した国々での体罰容認度は、禁止していない国々より低い数値となって表れました。体罰容認度の低い国々では、虐待による子どもの死亡数も少なかったのです。

調査では、「子育て時の体罰禁止による体罰減少効果について、もはや疑う余地はない」と結論を述べています。

2002年の調査は、法改正に支えられない啓発は大きな成功を収めることができず、法改正と連動した啓発は人々の意識と行動に著しい変化を与えることを明らかにしました。

体罰全面禁止国の推移(さらに56ヶ国が全面禁止へのコミットメントを表明しています)
(2018年4月現在)

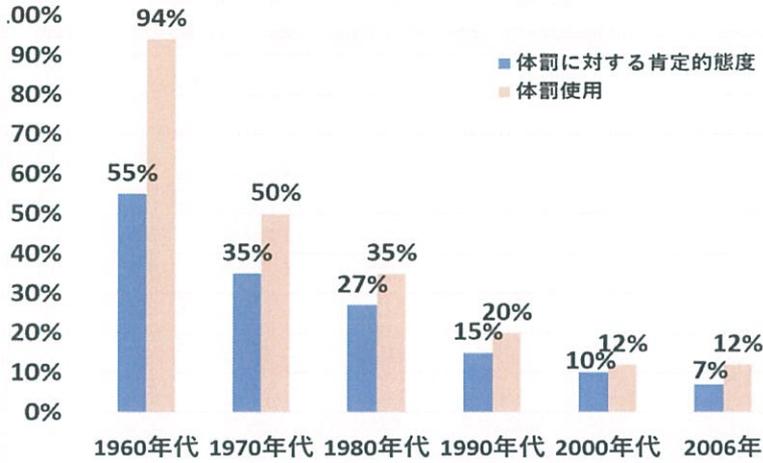


体罰禁止法の効果

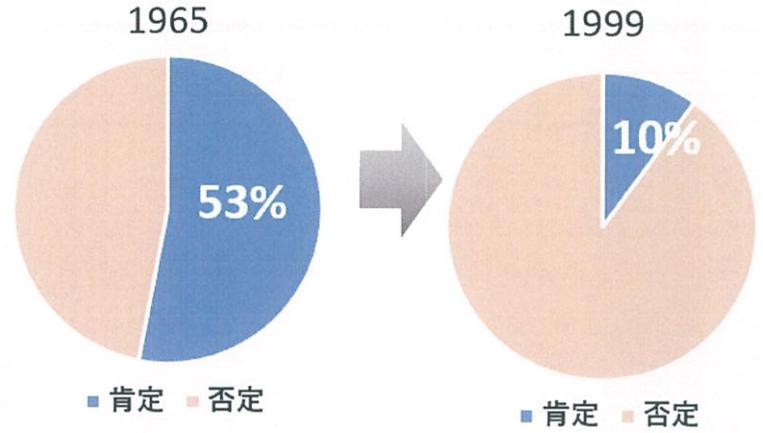
「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響：調査からのメッセージ」の一部のグラフ化です（スウェーデンの「体罰に対する親の態度」の数字は子どもすこやかサポートネット調べ）。

スウェーデン（1979年法改正）

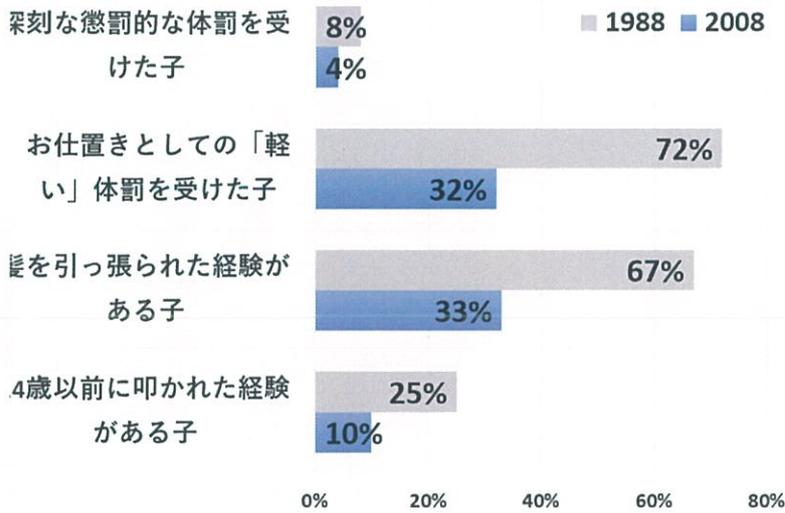
体罰に対する親の態度



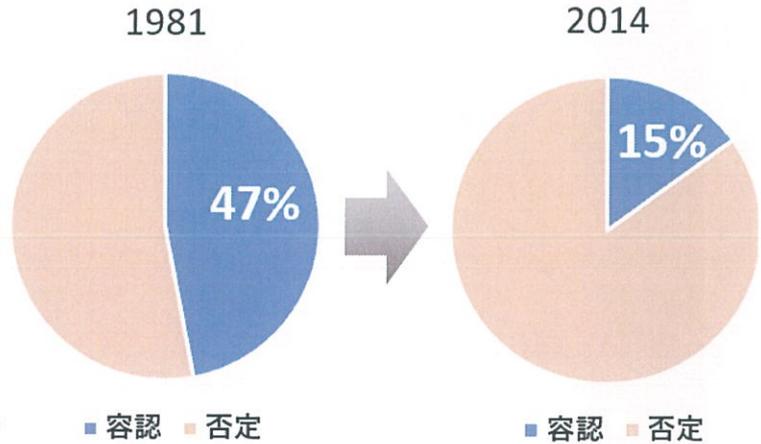
体罰に対する親の支持



フィンランド（1983年禁止）

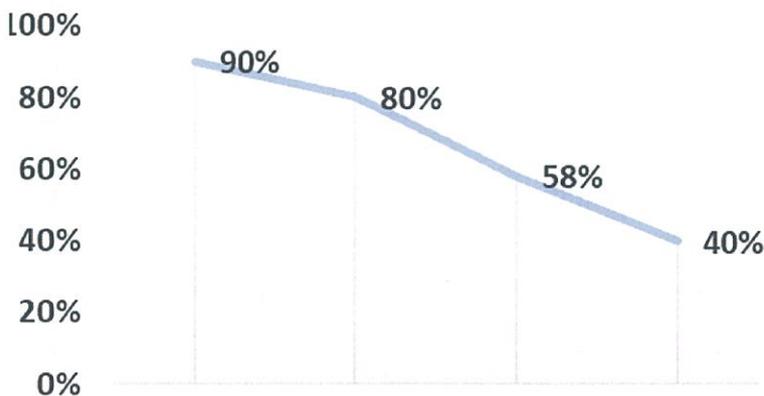


体罰を容認するおとな

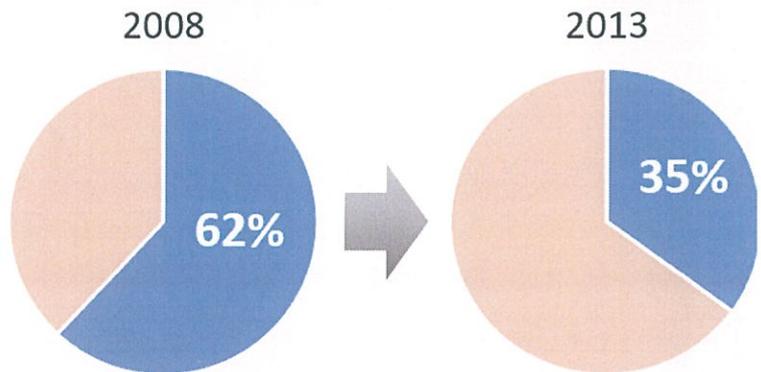


ニュージーランド（2007年法制化）

時々子供を叩いたりする事を容認する割合



18歳以下の子どもを持ち体罰を容認する親の割合



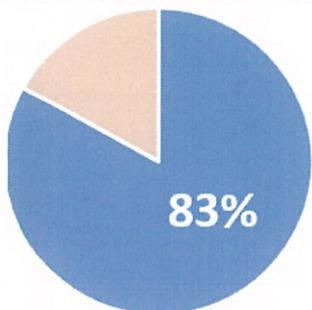
体罰禁止法の効果

「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響：調査からのメッセージ」の一部のグラフ化です。

ドイツ（2000年法改正）

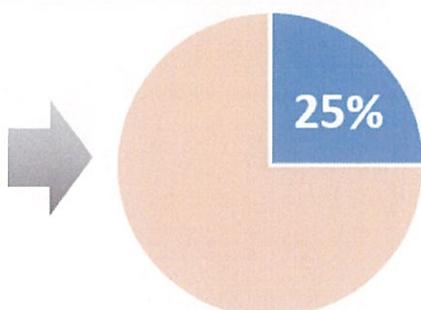
親が「顔を軽く叩くこと」は法的に容認されている

1996



■ 肯定 ■ 否定

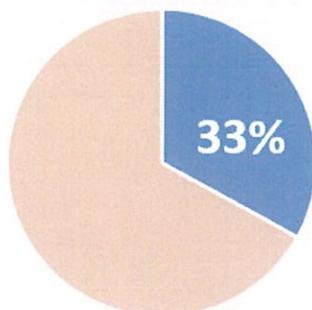
2008



■ 肯定 ■ 否定

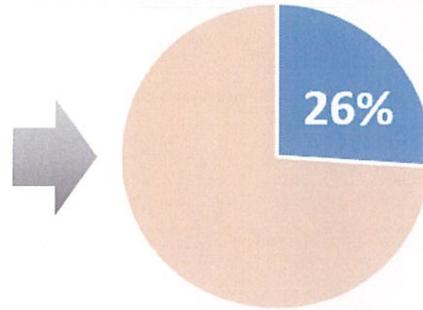
子どものお尻を叩いたことがある

1996



■ 肯定 ■ 否定

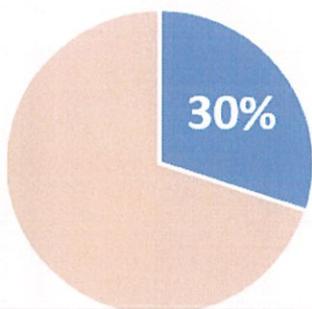
2001



■ 肯定 ■ 否定

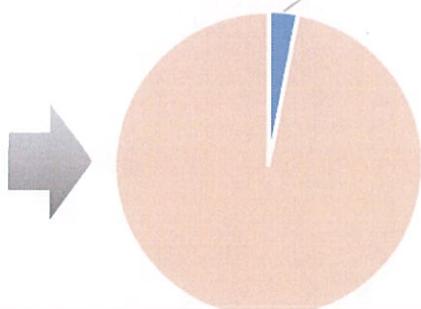
強く殴られたことがある

1992



■ 肯定 ■ 否定

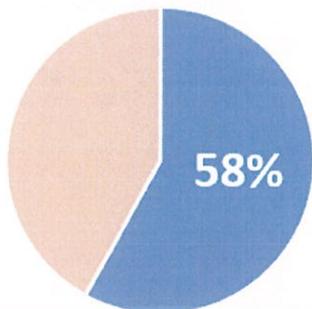
2002



■ 肯定 ■ 否定

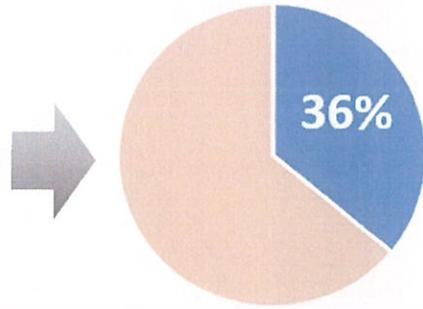
子ども時代に「軽い」暴力を経験した

1992



■ 肯定 ■ 否定

2011



■ 肯定 ■ 否定

ルーマニア（2004年法改正）

見による言葉の暴力を受け被害を訴えた子ども

22%

■ 2001 ■ 2012

16%

真が残るほど強く叩かれたことがある

10%

5%

親に物で叩かれたことがある

29%

18%

真の残らない形で親に叩かれたことがある

84%

62%

ポーランド（2010年法改正）

状況によっては子どもを叩くことは必要である

90%

■ 同意 ■ 反対

78%

19%

80%

27%

70%

68%

60%

29%

50%

60%

40%

33%

30%

29%

20%

27%

10%

29%

0%

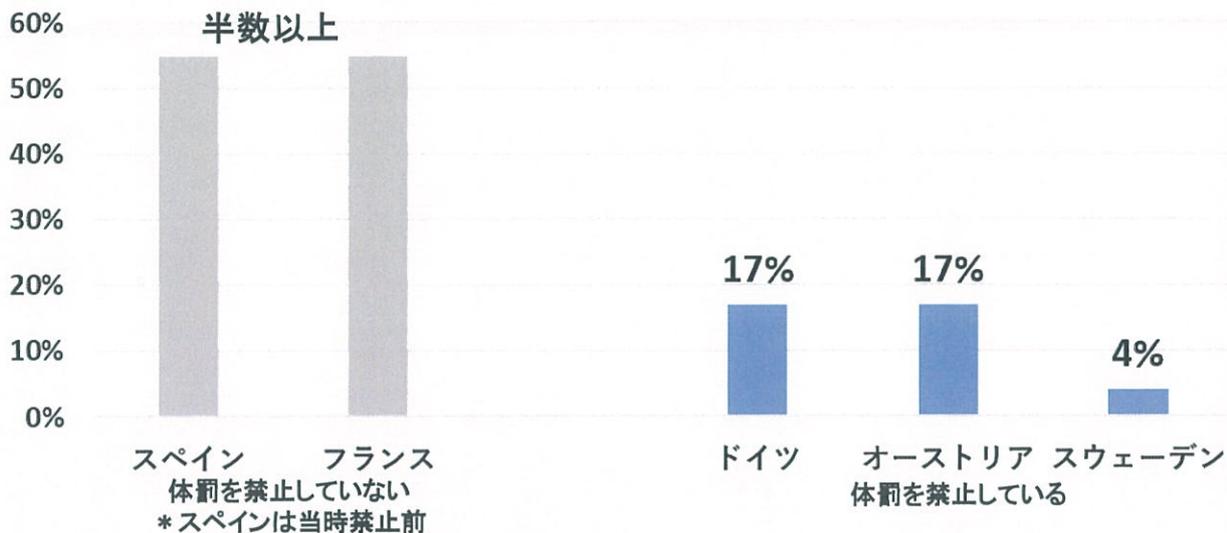
33%

体罰禁止法の効果

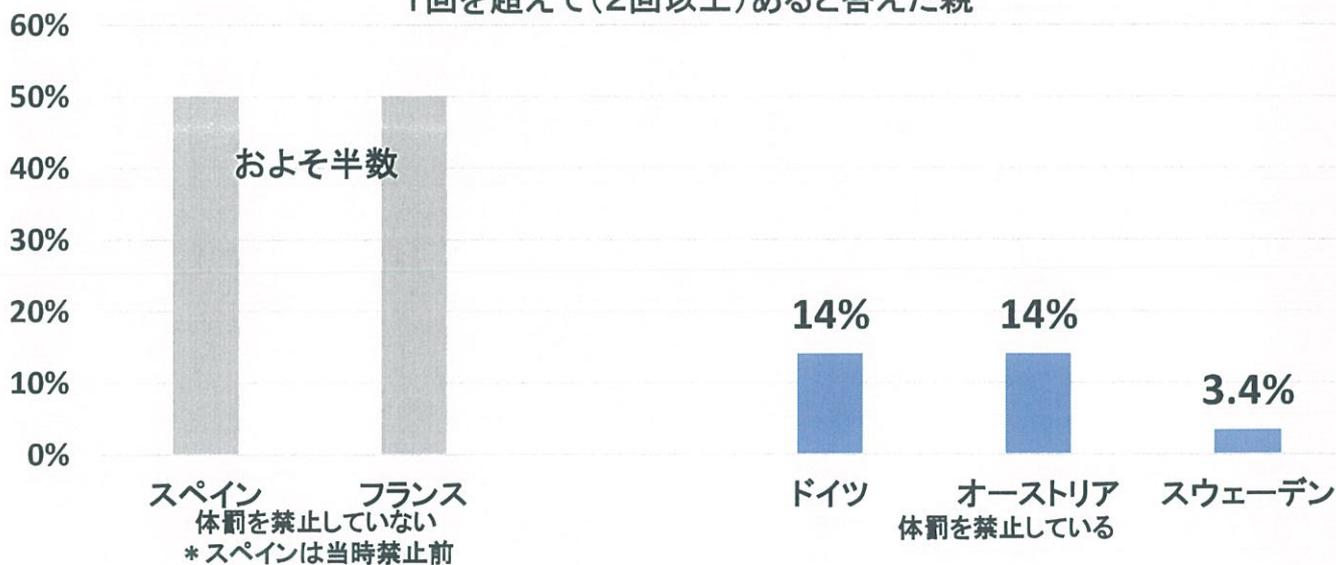
「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響：調査からのメッセージ」の一部のグラフ化です。

2007年に欧州5か国で実施された5,000名の親を対象とした調査

子どものお尻を叩いている



「顔への音の出るビンタ、物を使って強く打ちのめす」など
1回を超えて(2回以上)あると答えた親



「顔を叩くことは場合によっては最善の選択である」
と考える親

